

(※) 避難情報の発令等に係る災害対策基本法の改正について、令和3年3月5日に閣議決定されたことを踏まえ、避難情報等について訂正することにしました。訂正シールを該当ページに貼り付けていただきますようお願いいたします。

市町村が発令する避難指示等の避難情報と気象庁等が発表する防災気象情報が、5段階の警戒レベルで示されます。住民がとるべき行動を理解して、いざというときの避難行動に役立ててください。

<避難情報等>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル 5	既に命が危険な状況です。まだ避難できていない場合は、命の危険があるため、自宅の少しでも安全な部屋に移動する、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、 <u>直ちに安全確保をしてください。</u>	緊急安全確保 (市町村が発令)
～<警戒レベル4までに必ず避難>～		
警戒レベル 4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難指示 (市町村が発令)
警戒レベル 3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難 (市町村が発令)
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの <u>避難行動を確認</u> しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)

<防災気象情報>

【警戒レベル相当情報(例)】

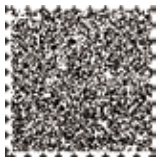
**警戒レベル5
相当情報**
氾濫発生情報
大雨特別警報 等

**警戒レベル4
相当情報**
氾濫危険情報
土砂災害警戒情報 等

**警戒レベル3
相当情報**
氾濫警戒情報
洪水警報 等

(国土交通省、気象庁、都道府県が発表)

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。



●必ず警戒レベル1～5の順番で発令されるとは限らないので注意しましょう。